

【6法_定期大会規程】

一般社団法人 日本神経回路学会 定期大会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第4条第1項第1号に定める定期大会(以下「大会」という)の開催および第52条に基づき委嘱される定期大会の長について、必要な事項を定めることを目的とする。

(大会の呼称)

第2条 大会は「日本神経回路学会第*回全国大会」と呼称する。

(大会の開催時期)

第3条 大会は、原則として毎年秋季に1回開催する。ただし、理事会の議決により休会することができる。また、他学会との合同大会等により、開催時期が変更になることを妨げない。

(大会の企画および準備)

第4条 大会の企画および準備に関する主な項目は次の通りである。

- (1) 講演演題および学術展示の募集要項の作成および会員への通知
- (2) 申込み演題の採否の決定および通知
- (3) シンポジウムあるいは特別講演の企画
- (4) 一般講演等の座長依頼
- (5) 大会プログラムの作成とその配布
- (6) 大会参加費、大会論文集代、広告料、寄付金等の決定
- (7) 大会論文集の出版とその販売
- (8) その他(懇親会、見学会等の企画)

2 大会の企画、準備および実施の詳細については、大会実施要項に定める。

(大会長の選任)

第5条 大会長は、本会の定款第52条第2項に基づき理事会の議決を経て、会長より委嘱される。

(大会長の任務)

第6条 大会長は大会の企画、準備および実施の一切を掌る。ただし、大会長は理事会においてあらかじめ大会の企画その他について報告するものとする。

2 大会長は、大会開催に関する収支予算をあらかじめ理事会に提案し承認を得、収支決算を大会終了後すみやかに理事会に報告し承認を得るものとする。大会運営における諸費用に余剰金および不足金が生じた場合は、理事会の議決を経てこれを処理する。

【6法_定期大会規程】

- 3 大会長は、すべての会員に対して、総会（法人法上の社員総会）の報告を行う総会報告会を、原則として大会会期中に開催する。会長は、総会報告会において、次回定期大会の大会長および開催地を報告する。

（その他）

第7条 名誉会員は全国大会参加費・懇親会費は免除される。

（改正）

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会の定期大会規程は、令和4年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。